

## 日程第 2 議案第 7 号

熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

様式第 22 号中（裏）中「又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第 22 号による年金証書は、改正後の同様式による年金証書とみなす。

【 改正前 】

様式第22号(第10条関係)

(表)

第 号

熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

年 金 証 書

(裏)

<注 意 事 項>

- 1 この証書は、熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「条例」という。)によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲渡し、又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、担保に供することはできません。  
また差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失したり著しく損傷したときは、再交付を熊谷市教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ熊谷市教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、熊谷市教育委員会に対し傷病若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を熊谷市教育委員会に返納してください。

受給権者の氏名 .....

.....年.....月.....日生.....


受給権者の住所 .....

補 償 の 種 類 .....

支 給 開 始 年 月 .....年.....月.....

熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例により上記のとおり支給します。

年 月 日

熊谷市教育委員会 

【 改正後 】

様式第22号(第10条関係)

(表)

第 号

熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

年 金 証 書

(裏)

<注 意 事 項>

- 1 この証書は、熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「条例」という。)によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供することはできません。  
また差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失したり著しく損傷したときは、再交付を熊谷市教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ熊谷市教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、熊谷市教育委員会に対し傷病若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を熊谷市教育委員会に返納してください。

受給権者の氏名 .....  
.....年.....月.....日生.....

受給権者の住所 .....

補 償 の 種 類 .....

支 給 開 始 年 月 .....年.....月.....

熊谷市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例により上記のとおり支給します。

年 月 日

熊谷市教育委員会 